

県出資法人の情報公開に関する要綱

第1 目的

この要綱は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第39条の規定に基づき、出資法人の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 出資法人

条例第39条第1項に規定する出資法人（以下「出資法人」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 県が出資している一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般法人」という。）並びに特別法により設立されている山梨県更生保護協会、山梨県社会福祉事業団、山梨県信用保証協会及び山梨県農業信用基金協会
- (2) 県の出資が25%以上で、かつ、その割合が最も大きい株式会社

※ 出資法人は、別表第1のとおりである。

第3 経営状況等の公表

出資法人は、次により経営状況等を説明する文書を公表するものとする。

(1) 文書の範囲

ア 第2の(1)に定める法人

- a 法人概要
- b 役員名簿
- c 評議員名簿（対象法人に限る。）
- d 組織図
- e 定款
- f 事業計画書
 - (i) 基本方針
 - (ii) 事業実施計画
 - (iii) 予算実施計画
 - (iv) 予算実施計画内訳書
- g 事業報告書
 - (i) 事業概要
 - (ii) 事業実施状況
 - (iii) 理事会議決事項
 - (iv) 評議員会議決事項（一般財団法人）
 - (v) 役員に関する事項
 - (vi) 評議員に関する事項
 - (vii) 正味財産増減計算書
 - (viii) 正味財産増減計算書内訳表
 - (ix) 貸借対照表
 - (x) 財産目録
 - (xi) キャッシュフロー計算書
 - (xii) 財務諸表に対する注記

イ 第2の(2)に定める法人

- a 法人概要

- b 役員名簿
- c 評議員名簿（対象法人に限る。）
- d 組織図
- e 定款
- f 事業計画書
 - (i) 基本方針
 - (ii) 事業実施計画
 - (iii) 予算実施計画
 - (iv) 予算実施計画内訳表
- g 事業報告書
 - (i) 事業概要
 - (ii) 事業実施状況
 - (iii) 理事会（株主総会及び取締役会）議決事項
 - (iv) 役員に関する事項
 - (v) 損益計算書
 - (vi) 貸借対照表
 - (vii) 財産目録
 - (viii) その他各会計基準等で規定する財務諸表
 - (ix) 財務諸表に対する注記（株式会社の場合は個別注記表）

※ 文書の記載に当たっては、別表第2を参照すること。

(2) 公表の方法

ア 出資法人は、文書を作成し、当該事業年度終了後（事業計画書及び収支予算書にあっては、当該事業年度開始後）3月以内に主たる事務所に備付け、一般の閲覧に供するとともに、当該法人の県の所管課に提出するものとする。

イ 県の所管課長は、行政法務課長にアにより提出のあった文書を提出するものとする。

ウ 行政法務課長は、イにより提出のあった文書を県民情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

(3) 文書の事務所等での閲覧期間

文書の主たる事務所及び県民情報センターでの閲覧期間は5年間とする。

第4 情報の公開

1 出資法人のうち次に掲げる法人（(1)及び(2)に掲げる法人にあっては、県行政を代行していると認められるものに限る。）は、別紙「〇〇法人の情報公開に関する要綱」をもとにし、理事会等の議決を経て要綱等（以下「出資法人要綱」という。）を定めることにより、県民からの開示の申し出があったときは、県の情報公開制度に準じて、当該出資法人の保有する文書を開示するものとする。

(1) 一般法人及び特別法により設立されている法人で県の出資が1/2以上のもの

(2) 県がその者のために資本金、基本金その他これに準ずるものの1/2に相当する額以上の債務を負担している一般法人

(3) その他知事が特に必要と認めるもの

※ 対象法人は、別表第3のとおりである。

2 当該出資法人が出資法人要綱を策定し、又は変更したときは、県の所管課長は、行政法務課長に出資法人要綱を提出するものとする。

3 行政法務課長は、2による出資法人要綱を県民情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 県出資法人の業務・財務等に関する情報公開の推進に関する指導基準（平成10年2月20日私文第2-30号通知）は、平成12年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。